

# 塩尻市環境白書

～ 令和6年度 環境基本計画に基づく取り組みのまとめ ～



令和7年8月

# 塩尻市

## 目次

<b>1 環境行政の推進について</b> .....	1
(1) 環境基本条例 .....	1
(2) 環境基本計画とは .....	1
(3) 環境基本計画の施策 .....	2
(4) 環境基本計画に関連する主な条例および計画 .....	2
(5) 環境白書とは .....	4
<b>2 地球温暖化対策に関する国、県、市の動向</b> .....	5
(1) 国の動向 .....	5
(2) 県の動向 .....	6
(3) 市の動向 .....	6
<b>3 施策の評価まとめ</b> .....	7
<b>共通理念</b>	
「危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む」 .....	8
1 ISO14001 の運用 .....	8
2 環境訪問出前講座の開催 .....	8
3 しおじりエコ展の開催 .....	9
4 環境学習教材の配布 .....	10
5 クリーン塩尻パートナー制度の推進 .....	10
6 広報もしくはホームページによる環境情報の提供について .....	11
7 花による美しい環境づくり事業 .....	12
<b>基本理念 1</b>	
「地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指したまちをつくる」 ..	13
1 市域から排出される CO <sub>2</sub> の推計排出量 .....	13
2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出 .....	14
3 塩尻環境スタンダードの運用 .....	15
4 市内の再生可能エネルギー発電設備等導入状況 .....	16
5 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例に基づく届出 .....	16

## 基本理念 2

「資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる」	18
1 ごみの排出状況について	18
2 最終処分場の現状	19
3 松塩地区広域施設組合における新ごみ処理施設について	19
4 森林資源の有効活用について	19
5 荒廃農地対策について	20

## 基本理念 3

「安心して生活できる環境をまもる」	21
1 河川水質等の状況	21
2 不法投棄等のない良好な生活環境の保持	21
3 光害対策	22
4 猫繁殖制限手術にかかる費用の助成	22
5 苦情対応	22
6 放射線対策	22

## 基本理念 4

「豊かな自然環境が維持されているまちをつくる」	23
1 外来生物対策	23
2 みんなで守ろう高ボッチ高原の自然事業	24
3 高ボッチ高原の状況	25

# 1 環境行政の推進について

## (1) 環境基本条例

塩尻市は、平成10年1月に、豊かな自然環境を将来にわたり守っていくため、すべての市民の参加と協力の下、自然と人々が共生できる環境の保全に取り組んでいくことを定めた「塩尻市環境基本条例」を制定しました。

塩尻市環境基本条例では、環境の保全により現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保するため、3つの基本理念を掲げています。

### 塩尻市環境基本条例の基本理念

- 1 環境の保全は、自然の恵みがすべての市民の健康で文化的な生活に欠くことができないものであることを認識し、将来にわたって、豊かな自然が保護及び育成されるよう行われなければならない。
- 2 環境の保全は、地球の資源が有限であり、自然の回復能力にも限りがあることを認識しつつ、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会を構築し、自然と人々が共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 地球環境の保全は、すべての生物の生存基盤を確保する上で極めて重要であることを認識し、人類共通の課題として、すべての者の参加と国際的な協調の下に積極的に推進されなければならない。

## (2) 環境基本計画とは

塩尻市環境基本計画は、「塩尻市環境基本条例」第6条の規定に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。

市の上位計画である「第六次塩尻市総合計画」の分野別行動計画として環境面を具体化する計画であり、環境施策を推進するための基本方針となるものです。

「第三次塩尻市環境基本計画」は、令和6年度を初年度とし、令和14年度を目標年度とした9年間を実施期間としています。

9年間を3年間ずつ3期に分け、環境施策の進捗の管理および目標の見直しをします。

### (3) 環境基本計画の施策

第六次塩尻市総合計画の目指す都市像「多彩な暮らし、叶えるまち。－田園都市しおじりー」について環境面からの実現を図るため、共通理念と4つの基本理念に基づく施策を設定し、「市」、「市民」及び「事業者」の取り組みを明確にしています。

#### 【第三次塩尻市環境基本計画の概要】

共通理念・基本理念	施策の方向性	施策
共通理念 危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む	環境について知り、行動する人をふやします	環境情報の発信、意識啓発
		環境学習機会の充実
		協働による環境保全
基本理念1 地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指したまちをつくる	地産地消型地域社会へ転換します	省資源・省エネルギーの促進
		再生可能エネルギー等の有効活用
基本理念2 資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる	ごみの減量とリサイクルを促進します	ごみ減量の促進
		再使用・再生利用の促進
	森林や農地の利活用を促進します	ごみ処理施設の適正な運営
森林の管理・環境整備の推進		
木質バイオマスエネルギーの普及拡大		
基本理念3 安心して生活できる環境をまもる	良好な生活環境をまもります	木育の推進
		農業の多面的機能の保持
		水資源・水環境の保全
		生活公害の防止
		放射能対策
基本理念4 豊かな自然環境が維持されているまちをつくる	多様な生態系をまもります	生活環境の保全促進
		空き地、空き家等の適正管理
		美しい景観の保全、形成
		身近な自然環境の保全
		自然公園等の保全

### (4) 環境基本計画に関連する主な条例および計画

環境面の課題について分野ごとに条例や計画等を定めるとともに、都市整備や産業振興など市が制定するさまざまな条例や計画等と調整し、連携しあいながら、総合的かつ計画的な視点から環境施策を推進しています。

環境に関する主な条例及び計画は、次のとおりです。

#### ○塩尻市公害防止条例

公害の防止に関し必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、良好な生活環境を保全することを目的としています。

### ○ポイ捨て禁止等によるきれいなまちづくり市民条例

空き缶等のポイ捨て等を禁止し、きれいなまちづくりを市民、事業者及び市が協働して進めていくことに関し必要な事項を定め、もって市民の快適な生活環境の維持及び向上に資することを目的としています。

近年では、空き地の雑草が問題となることが多く、この条例をもとに所有者に草刈りの依頼をしています。(第6条「所有者等は、その土地等及びその周辺の良い環境を保全するため、必要に応じて土地等の清掃、草刈り等を実施するなどみだりに物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。」)

### ○塩尻市廃棄物の処理及び清掃に関する条例

家庭や事業所からでるごみ(一般廃棄物)の処理及び清掃に関し、必要な事項を定めています。

### ○塩尻市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(令和4年度見直し)

塩尻市から排出される温室効果ガスを削減するため、市民、事業所及び市の各主体がそれぞれの役割に応じた取り組みを総合的かつ計画的に推進することを目的としており、令和4年度(2022年度)に計画の見直しを行いました。温室効果ガス(二酸化炭素)削減目標は次のとおりです。

短期目標	2030年度までに57%以上削減(2013年度比)
長期目標	2050年度までにゼロカーボン

### ○塩尻市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)(令和5年度見直し)

塩尻市役所の事務及び事業に関し、目標を定め、温室効果ガスの排出抑制対策を率先的に取り組むための計画です。令和5年度(2023年度)に計画の見直しを行いました。新たな目標では、温室効果ガス(二酸化炭素)を2030年度までに51%以上削減(2013年度比)、2050年度までにゼロカーボンを達成することを目指しています。

【表 二酸化炭素排出量削減目標】

	基準年度 2013年度	実績値 2020年度	中期目標 2030年度	長期目標 2050年度
二酸化炭素排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	11,409	8,375	5,590	0
削減率(%)		26.6	51.0	100.0

### ○塩尻市一般廃棄物処理基本計画（令和5年度見直し）

住みよい持続可能な地域を形成し、豊かさを感じられる生活環境を育むとともに、今後の気候変動等に対応できるごみ処理体制を構築するため、ごみの排出抑制や3R（リデュース・リユース・リサイクル）等を推進し、効率的な一般廃棄物の処理を推進することとしています。

また、令和5年度の見直しの際に、生活排水処理基本計画と食品ロス削減推進計画を策定し、本計画に組み込まれています。

### ○塩尻市災害廃棄物処理計画（令和元年策定）

今後発生が予想される大規模災害発生時の災害廃棄物の処理を、適正かつ迅速に行うため、基本的な考え方や災害廃棄物の処理方法をまとめた計画です。

### ○高ボッチ高原環境管理ガイドライン（令和元年策定）

高ボッチ高原の美しい自然環境を後世に引き継いでいくために、自然環境保護エリアと観光・農林業振興エリアを指定し、それぞれのエリアの行為規制（ルール）を設定しました。また、植生保護計画では、植生管理の方針や管理方法を定めています。

### ○塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和4年策定）

太陽光発電設備の適正な設置及び管理について、災害の防止や良好な景観の維持等の観点から事業者・市の責務、市への事前協議や協定書の締結、隣接住民への説明などのほか、設備の設置等に当たり、抑制すべき区域などについて定めています。しかし、危険な区域への設備設置を止めることは出来ない内容であったため、令和7年3月には設備設置を禁止する区域の設定等の内容を盛り込み、条例を改正しました。改正条例は令和7年7月1日から施行されます。

## **（5）環境白書とは**

塩尻市環境基本計画に基づく取り組み状況及び課題を「環境白書」にまとめ、公表するものとしします。

## 2 地球温暖化対策に関する国、県、市の動向

### (1) 国の動向

令和2年10月に、菅首相が「2050 ゼロカーボン」宣言を行い、これに基づく国の施策が展開されました。

令和3年4月に地球温暖化対策推進本部を開催し、2030年度の二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量削減目標について、2013年度から46%削減することとされました（それまでは26%削減）。

令和3年6月に、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が改正され、地方公共団体実行計画（区域施策編）で、再生可能エネルギーの利用促進、住民・事業者の活動促進、脱炭素型まちづくり及び循環型社会の形成について施策を定め、これらに対する実施目標を設定することとなりました。また、地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する促進区域を定めることも明記されました。

これに関係し、令和3年6月に地域脱炭素ロードマップが公表され、2030年までに集中して行う取組と施策を中心に、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策が示されました。

#### 地域脱炭素ロードマップの重点対策

- 自家消費型の太陽光発電
- 地域共生・地域裨益型再エネの立地
- 公共施設の省エネと再エネ電気調達と、更新時のZEB化誘導
- 住宅の省エネ性能の向上
- ゼロカーボンドライブ（再エネ電気×EV/PHEV/FCV）
- 循環経済への移行
- コンパクト・プラス・ネットワーク等による脱炭素型まちづくり
- 食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立

令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が公布され、プラスチック製品全般の分別収集を促進することが示されました。

令和3年7月に、政府の中長期の気候変動対策を示す、新たな「地球温暖化対策計画」の素案が判明し、「2030年度に13年度比46%削減」の目標に向け、排出量を家庭部門で66%、業務部門で50%削減するという内訳を示しています。

令和3年8月に、国連の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、産業革命前と比べた世界の気温上昇が2021～40年に1.5度に達するとの予測を公表しました。これは、2018年の想定より10年ほど早くなる予測となります。

## （２）県の動向

令和２年１０月に、「長野県脱炭素社会づくり条例」が制定され、令和３年６月に、「長野県ゼロカーボン戦略」が公表されました。このなかで、2030年度の二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量削減目標について、2013年度から60%削減することとされました。

住宅等の屋根上での太陽光発電を推進するため、太陽光パネルと蓄電池の共同購入事業である「グループパワーチョイス」がスタートし、また、既存住宅エネルギー自立化補助金（太陽光発電設備と蓄電池対象）も創設され、再生可能エネルギーの導入及び利用への支援が行われています。

令和４年９月に、くらしふと信州（ゼロカーボン社会・共創プラットホーム）を立ち上げ、ゼロカーボン社会の実現に向け、多様な主体が学び、共創する仕組みをつくりました。

## （３）市の動向

塩尻市全域が対象となる「塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」と、塩尻市が保有する施設が対象となる「塩尻市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の２つの計画により、目標達成に向けた取組を策定しています。

令和５年１１月には、塩尻市ゼロカーボンシティ宣言を行い、ゼロカーボンの実現に向けて取り組む意思表明をしました。

塩尻市全域のゼロカーボンを推し進める施策として、令和６年度からは、それまで実施していた既設住宅に対する太陽光パネル設置補助金に加え、新たに定置型蓄電池の設置に対する補助金や、市内企業向けに省エネ・再エネ設備設置の補助金、省エネ診断補助金を設置し、ゼロカーボン実現のための歩みを着実に進めました。



《塩尻市ゼロカーボンシティ宣言》

### 3 施策の評価まとめ

環境基本計画の推進を確かなものとするために、それぞれの施策の実施状況を評価しました。令和8年度の目標値に対して、実績を「A～D」評価で判定しました。

評価基準…「A：達成 B：70%以上達成 C：40%以上達成 D：40%未満達成」			
指標項目	目標値	実績値	評価
	R8	R6	R6
① 環境訪問出前講座参加者数(人)	270	354	A
② しおじりエコ展への参加団体数(団体)	16	21	A
③ クリーン塩尻パートナー制度への登録団体数(団体)	63	63	A
④ 広報、ホームページ、SNS等による環境情報の提供(件)	19	44	A
⑤ 市域から排出される二酸化炭素の排出量(森林吸収を含む)(CO2t) ※目標値以下を目指す	407,000	581,761	C
⑥ 塩尻環境スタンダードへの認証・登録件数(件)	44	39	B
⑦ 固定価格買取制度における再生可能エネルギー発電設備導入件数(件)	4,600	4,451	B
⑧ 再生可能エネルギーを自宅で活用していると回答した市民の割合(%)	24	52.7	A
⑨ 薪・ペレットストーブ等の設置件数(補助交付件数)(件)	387	394	A
⑩ 家庭系もえるごみ量(市民1人1日あたり)(g/人・日)※目標値以下を目指す	322	309	A
⑪ 事業系もえるごみ量(t) ※目標値以下を目指す	7,074	6,972	A
⑫ ごみの資源化率(%)	18	17.5	B
⑬ ごみの減量に向けた分別やりサイクルが盛んであると感じる市民の割合(%)	70	62.8	B
⑭ プラスチックの収集量(t)	600	513	B
⑮ 市有林及び民有林が整備された面積(ha)	240	144	C
⑯ 山のお宝ステーション取扱材積量(t)	700	411	C
⑰ 子どもが木と触れ合い、遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合(%) ※R6以降、市民意識調査から削除された	28	-	-
⑱ 荒廃農地の面積(ha) ※目標値以下を目指す	12	11.3	A
⑲ 河川におけるBOD環境基準値の達成率(%)	100	100	A
⑳ 不法投棄物総重量(kg) ※目標値以下を目指す	12,600	8,617	A
㉑ 公園・緑地がきれいと感じやすいと感じる市民の割合(%)	51	51.4	A
㉒ 外来生物等駆除活動参加人数(人)	200	205	A
㉓ 高ボッチ高原自然環境保全活動参加人数(人)	150	116	B

## 共通理念 「危機的状況を自覚し、未来への責任を担う環境保全の心を育む」 の取り組み状況について

### 1 ISO14001 の運用

本市では、平成13年度よりISO14001を認証取得しており、この中で、保育園から中学校までの環境学習を環境側面として捉え、環境意識の醸成を図っております。また、市役所業務を遂行する上で遵守しなければならない法律を法的要求事項としてとらえ、環境影響を未然に防ぐ取り組みを行っております。

令和6年度中には外部機関による第16回定期審査を受け、環境マネジメントシステムに問題がないことが確認されました。

長年に渡るISO14001の運用によりノウハウが蓄積したため、令和7年度からは市独自で環境マネジメントシステムを構築し、運用していくこととしています。

### 2 環境訪問出前講座の開催

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
環境訪問出前講座参加者数	240人	270人	354人
しおじりエコ展への参加団体数	14団体	16団体	21団体

#### (2) 令和6年度実施状況

地区や小中学校等の依頼に基づき、環境訪問出前講座を実施しました。

令和6年度に実施した出前講座は、次のとおりです。

No	実施日	人数	講座内容	参加団体
1	8月6日	30	林中に学ぶ	檜川小中学校
2	5月16日	40	ゴミ分別について	吉田地区衛生協議会
3	6月7日	9	紙粘土づくり	北小野保育園
4	8月28日	14	山中に学ぶ	檜川小中学校
5	7月27日	20	川の学習	片丘公民館
6	7月28日	40	川の学習	吉田小学校
7	7月27日	20	ツキノワグマの生態を知ろう	洗馬公民館
8	8月10日	20	水はどこから	洗馬公民館
9	9月10日	64	川の学習	桔梗小学校
10	9月12日	64	川の学習	桔梗小学校
11	3月9日	20	ゴミの分別・削減について	みんなのえんがわ
12	2月1日	13	ツキノワグマの生態を知ろう	しおじりエコ展

環境訪問出前講座の一例として、8月6日に開催された「林中に学ぶ」では、檜川小中学校の生徒が「人と火の関わり」について学び、額に汗を浮かべながら、火起こし体験等を行いました。

また、9月10日及び12日に開催された「川の学習」では、桔梗小学校の生徒が、近くに流れる田川で、水生昆虫など川に生息する生き物の観察を行いました。参加した児童は川に生息する生物を熱心に観察するだけでなく、川に捨てられているゴミにも関心を寄せ、体験を通じてそれぞれの感想を持ち、身近な環境について考える機会となりました。



(環境訪問出前講座の様子)

### (3) 次年度以降の対応

環境に対する取り組みをしていただくには、まず、環境について知り、関心を高めていただくことが大切です。今後も、環境教育を継続して実施し、環境に対して取り組む方を増やしていきます。

また、長野県（信州環境カレッジ）、近隣自治体及び中信地区環境ネットワーク等との連携により、環境学習の内容の充実を図ってまいります。

## 3 しおじりエコ展の開催

子どもたちが取り組んでいる環境学習の成果及び企業や市民団体が取り組む環境活動を展示発表する場として「しおじりエコ展」を1月23日～2月3日に開催し、学校や団体間の情報交換や市民の環境意識の向上を図りました。

今年で5回目となり、過去最多となる21団体に展示発表を行っていただきました。アンケート用紙の設置や展示別にシールやふせん等による感想を募り、来場者の感想が出展者へ伝わる工夫を行いました。電子によるアンケートを初めて試み、アンケートの回答者数も過去最多となりました。

また、しおじりエコ展の中の企画として、「ツキノワグマを知ろう！」の講演会や

「次世代エネルギーキット工作教室」「オリジナルエコバッグ作り」も行い、体験を通じて、環境に対する意識の向上に繋げることができました。



〈 しおじりエコ展の展示 〉

#### 4 環境学習教材の配布

第三次環境基本計画の取り組み内容を子ども向けにわかりやすく解説した「塩尻こども環境白書」を令和6年度に新たに作成し、市内の小学校4年生の児童を対象に、配布しました。また、地球温暖化や身近な環境問題等をわかりやすく解説した「信州ゼロカーボンBOOK」「上流県ながのから海をきれいに」、地球温暖化防止のためにできる身近な取り組みを促す「信州ゼロカーボンチャレンジ」「しおじりエコふぁみり～」も配布し、環境学習の充実を図りました。

#### 5 クリーン塩尻パートナー制度の推進

##### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
クリーン塩尻パートナー制度登録団体数	60 団体	63 団体	63 団体

##### (2) 令和6年度実施状況

市内の環境美化を推進するため、企業や地域団体に「クリーン塩尻パートナー制度」に登録していただき、公園、河川及び道路等の公共空間の清掃や除草等の活動を行っていただいています。団体への支援として、刈り払い機や鎌等の貸し出しや、軍手やゴミ袋等の支給を行いました。

令和6年度は、新たに2団体が加わり、計63団体に活動していただいています。

(3) 次年度以降の対応

区長会や衛生協議会などでの周知を行うほか地域活動の情報共有を図り、制度への登録及び活動支援を行います。

6 広報、ホームページ、SNS 等による環境情報の提供について

(1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
広報、ホームページ、SNS 等による環境情報提供数	16 件	19 件	44 件

(2) 令和 6 年度実施状況

広報およびホームページを中心に行う情報発信に加えて、適宜 SNS を用いた情報発信を行い、より多くの方に環境に関する情報をお届けすることができました。中でも、広報 7 月号に掲載した、犬・猫の飼い方についての特集「人とペットの共生を考える」については、発行後、市内外から多くの評価をいただきました。広報を機に、犬や猫について考える機会としていただけました。過去の広報塩尻は、市ホームページからご覧いただけます。

**ペットを飼う上での四つの心構え**

- 飼い主は責任を持って終生飼育をしましょう。
- 衛生的な環境で飼育し、ペットの健康管理をしっかり行いましょう。
- 飼い主が急な入院などでペットの世話ができなくなった時に備え、ペットの世話をしてくれる人を見つけておきましょう。
- 水や餌などの備蓄や、避難時のケージの用意など、災害への備えをしましょう。

令和 4 年 4 月以降、ペットショップで販売する犬や猫には原則としてマイクロチップの着用が義務化されています。災害時に消息不明になった犬や猫の判別などに役立ちます。

**猫の飼い主の皆さんへ 猫の飼い方**

- 屋内飼育をしましょう。室内では、猫の感染症防止や安全保持、周辺の生活環境保全の観点から、屋内で飼育することが優先的に奨励されています。
- 不妊・去勢手術を行いましょう。猫は 1 年に 2、3 回出産し、1 匹の雌猫から 1 年で 2 匹以上増えることがあるなど、繁殖力の強い動物です。これ以上増えるのを防ぐには、不妊・去勢手術を実施しましょう。

**7 月発行 猫の譲渡会**

飼い主のいない猫の譲渡会を、保護団体のマーメイドキャットと兼カインズ、本市の共同で 7 月から新たに実施します。

- 日時 毎月第 1 日曜日 午前 11 時～午後 1 時
- 場所 カインズ塩尻店
- 申し込み、参加費は不要です。

**不妊・去勢手術補助金**

市内に生息する飼い主のいない猫への不妊・去勢手術を受けさせた市に補助金を助成します。

- 対象 6 年 4 月 1 日以前に手術した猫
- 助成金額 ○雌 5,000 円 ○雄 2,000 円
- 申請上限 1 人または 1 団体最大 5 匹まで ※予算の上限に達し次第終了します。

**保護猫の貸し出し**

不妊・去勢手術を行うなどの目的で、飼い主のいない猫を保護する「保護猫」を無料で貸し出しています。※詳細はお問い合わせください。

**野良猫について考える**

市には野良猫に関して、「ふんをされて困っている」「廃物を見られた」「敷地内で子猫が生まれたなどの被害が多発しています。野良猫に思いやりを持って考えることは、飼い主のいない不審な猫や子猫を助けることにつながります。野良猫に餌を与える場合は、次のことを守り、周囲の生活環境にも配慮した行動をしましょう。

- ①「飼い主」としての自覚を持ち、生涯にわたって責任を持って野良猫の面倒を見ましょう。
- ②不妊・去勢手術をして、猫の数を減やさないようにしましょう。
- ③餌は出さず、決めた時間以外には餌付けを避け、餌を監視し、ふん尿は後始末をしましょう。
- ④トイレを監視し、ふん尿は後始末をしましょう。

**人とペットの共生を考える**

～犬・猫の飼い方・マナーを見直そう～

生活環境課環境係 ☎0263-80744

**犬の飼い主の皆さんへ 犬の飼い方**

- 逸走に気を付けましょう。散歩中はリードでつなぐだけでなく、事故が起こらないように管理しましょう。家の戸の隙間などを注意し、自宅での監視にも責任を持ちましょう。
- 散歩中のふん尿は後始末を。散歩中の犬のふん尿は、飼い主がきちんと後始末をし、ふんはもえるごみで処理してください。
- 無駄吠えをなくしましょう。飼い犬が異常な吠え続ける場合は、飼い主が制止しましょう。野もくほえ続ける場合は、健康上の問題によるものかもしれません。獣医師などに相談しましょう。

**犬を飼う時に必要な手続き一覧**

手続き	内容
登録	生後 91 日以上は犬は生活環境課に届け出が必要です。
登録事項の変更	犬の所有者や住所(市内転居)、連絡先などを変更した場合、生活環境課に届け出が必要です。
他市区町村からの転入	生活環境課に届け出が必要です。●持ち物 転入前の市区町村が発行した鑑札
他市区町村への転出	転出先の市区町村へ届け出が必要です。●持ち物 生活環境課で発行した鑑札
死亡	犬が死亡した場合、生活環境課に届け出が必要です。(電話連絡可)
多頭飼育の届け出	飼っている犬・猫の数が合計して 10 匹以上となる場合は、県松本保健福祉事務所へ届け出が必要です。

**犬のトラブル発生時の連絡先**

- 飼い犬が逃げた(すべてに連絡)
  - 県松本保健福祉事務所 ☎0263-81943
  - 塩尻警察署 ☎0263-80110
  - 生活環境課 ☎0263-80744
- 迷い犬を保護した(いずれかに連絡)
  - 県松本保健福祉事務所
  - 生活環境課
- 人や他の犬などをかんだ、かまれた
  - 県松本保健福祉事務所

リードでつなぐか、おりの中で飼育を無条件に禁止し、飼いは認められていません。

生後 91 日以上の犬は、毎年 1 回、狂犬病予防注射を実施。

鑑札および狂犬病予防注射済票を装着。

住居の出入り口など、臭やすい場所を飼い犬が侵入し、被害を発生させると、犬の保護のために必要です。

(広報塩尻 令和 6 年 7 月号)

### (3) 次年度以降の対応

環境について行動していただくためには、まず「知っていただく」ことが大切です。そのため、環境情報の発信はとても重要です。今後も、有効な方法を研究しながら、情報発信を継続してまいります。

## 7 花による美しい環境づくり事業

地区や公共施設へ花の苗を配布し、公園や公共施設などの花壇づくりを行っていただくことで、花と緑にあふれたまちづくりを推進しました。

### 【花苗の配布実績】

配布地区数	配布本数
56 地区	26,800 本

## 基本理念 1 「地球温暖化の危機を認識し、ゼロカーボンを目指したまちをつくる」の取り組み状況について

### 1 市域から排出される CO<sub>2</sub> の推計排出量

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R2 基準値	R6 目標値	R4 実績値
市域から排出される二酸化炭素の排出量	578,679t	407,000t	581,761t

※推計に使用する統計数値が2年ほど遅れて公表されるものがあるため、CO<sub>2</sub> 排出量も2年遅れで算出されます。

次の表は、2013年度から2022年度（令和4年度）までの二酸化炭素排出量を算定したものです。

【表 2013年度から2022年度までのCO<sub>2</sub>排出量】

CO <sub>2</sub> 排出量集計 (2011～2022年度)	部門	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
	産業部門	製造業	291,530	304,266	355,144	333,586	330,101	307,370	275,410	265,830	295,399
建設業・鉱業		3,641	3,562	3,325	3,404	3,325	3,087	2,850	3,063	3,304	2,660
農林水産業		5,297	3,809	4,136	3,954	3,882	3,483	3,519	8,585	11,278	7,238
小計		300,468	311,638	362,605	340,944	337,307	313,940	281,779	277,478	309,981	275,565
民生部門	家庭	116,857	116,729	100,584	108,472	112,944	111,174	99,632	100,462	105,141	106,494
	業務	100,542	97,410	103,877	83,970	79,827	77,604	74,371	46,438	57,747	51,880
	小計	217,399	214,138	204,461	192,442	192,772	188,778	174,003	146,900	162,888	158,374
運輸部門	自動車	149,048	145,899	145,122	144,075	142,916	141,702	144,888	125,941	132,554	135,328
	鉄道	5,265	5,043	4,923	4,766	4,615	4,363	4,159	4,135	3,881	3,954
	小計	154,313	150,942	150,045	148,842	147,530	146,066	149,047	130,076	136,435	139,282
廃棄物部門	8,165	9,252	8,200	8,917	8,020	8,763	9,824	9,213	9,320	8,540	
全体	680,345	685,971	725,311	691,145	685,630	657,547	614,652	563,667	618,624	581,761	
	基準年度		0.8%	6.6%	1.6%	0.8%	-3.4%	-9.7%	-17.1%	-9.1%	-14.5%

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症から経済活動が回復傾向にあり、各部門において対前年度比のCO<sub>2</sub>排出量が増加しましたが、令和4年度は減少しました。

#### (2) 令和6年度実施状況

松本平ゼロカーボンコンソーシアム（以下、「MZCC」という）へ参加し、松本地域の産学官の力により、地域主導型エネルギー事業の導入や再生可能エネルギーの導入などを目指し、相互学習を深めました。

その中でも、地域脱炭素の中心となり得る、地域エネルギー会社設立に向けた具体的な取り組みが行われ、令和6年8月19日に、官民連携の地域エネルギー事業会社「松本平ゼロカーボンエネルギー株式会社（以下、「MZCE」という）」が設立されました。塩尻市も参画しています。MZCEでは、松本クリーンセンターの排熱を利用して発電された電気

を、クリーンセンターを構成する2市2村（松本市、朝日村、山形村、塩尻市）に供給する事業が、令和7年度から実施されます。

### （3）次年度以降の対応

塩尻市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に基づき、2050ゼロカーボンを目指すうえで、まずは短期目標である2030年度までに57%以上削減（2013年度比）が実現するよう、具体的な施策を構築し、その進捗管理を行う仕組みづくりを行います。

また、MZCCでの相互学習・交流を通じて、実効性のある地球温暖化対策に取り組みます。

## 2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく届出

塩尻市役所及び塩尻市教育委員会は、年度間エネルギー使用量（原油換算値）が3,000kL/年以上となることから、第一種エネルギー管理指定工場等に分類されます。

このため、中長期的にみて年平均1%以上のエネルギー消費原単位の低減が目標となります。この結果を下表にまとめます。

【表 エネルギーの使用に係る原単位】

項目	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	5年度間平均 原単位変化
対前年度比(%)	97.3	109.8	104.1	99.4	99.7	102.1

※エネルギー消費原単位とは、エネルギーの使用の効率を表す指標のことです。

本市では、次の方法で算出しています。

上水道業：エネルギー使用量 / 総配水量
下水道所為施設維持管理業：エネルギー使用量 / 処理水量
上記以外の施設：エネルギー使用量 / 延床面積

また、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量を次の表にまとめます。

【表 エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量】

項目	2020 年度 (確定値)	2021 年度 (確定値)	2022 年度 (確定値)	2023 年度 (確定値)	2024 年度 (速報値)
塩尻市役所算定排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	5,301	5,106	5,461	5,057	3,205
塩尻市教育委員会算定排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	3,074	3,057	3,747	3,871	3,765

2024年度（令和6年度）は、上下水道施設における再生可能エネルギー由来の電力への切替により、市役所の算定排出量が大きく減少しました。

### 3 塩尻環境スタンダードの運用

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
塩尻環境スタンダードへの認証・登録 件数	41 団体	44 団体	39 団体

#### (2) 令和6年度実施状況

塩尻環境スタンダードは、平成19年度より開始した市域内に限定した環境マネジメントシステムであり、この取り組みにより市内の中小規模の事業所の省エネルギー活動を推進していくものです。令和6年度は、制度内容を見直し、より取り組みやすくなるようにしました。令和7年2月には、外部講師をお招きし、省エネに関する学習会を開催しました。また、広報塩尻に環境スタンダードの記事を掲載し、取組について広く知っていただけるようにしました。

#### 加入企業の優良な取り組み

- ・ 作業場を集約し、冷暖房の稼働数を減らした
- ・ 社用車の買い替えの際、EV車を導入した
- ・ 事務所の照明をLEDに変更した
- ・ 不要な印刷を控え、ペーパーレス化に取り組んだ



#### (3) 次年度以降の対応

本取組を通じて、市内の事業所で再生可能エネルギーの導入や省エネルギー活動を中心とした取組が進められるよう、情報提供を行いながら支援してまいります。

## 4 市内の再生可能エネルギー発電設備等導入状況

### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
固定価格買取制度による再生可能エネルギー発電設備導入件数	4,027 件	4,600 件	4,451 件
再生可能エネルギーを自宅で活用していると回答した市民の割合	22.6%	24.0%	52.7%
薪・ペレットストーブ等の設置件数	291 件	387 件	394 件

### (2) 令和6年度実施状況

長野県では、住宅等の屋根上での太陽光発電を推進しており、補助金などにより、再生可能エネルギー発電設備の導入が進められております。

本市でも、再生可能エネルギーの普及を促すため、既存住宅に太陽光パネルを設置する方に、補助金を交付しました。補助実績は17件でした。

このほか、令和6年度には、市民向けに、既存住宅に定置型蓄電池を設置する際の補助金を新設しました。補助実績は34件でした。

また、本市の森林資源の活用を図るため、薪ストーブの設置に19件、ペレットストーブの設置に5件の補助金を交付し、木質バイオマスの利用促進を図りました。このほか、ペレット燃料の購入に対する補助を26件実施しました。

### (3) 次年度以降の対応

市内の地理的条件を生かした再生可能エネルギーの普及促進のため、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の運用により、普及拡大施策を実施してまいります。

## 5 塩尻市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例に基づく届出

### (1) 令和6年度の状況

太陽光発電設備は、地すべり防止区域を含む山林などで大規模開発が進み、設置やその管理について周辺住民の不安が広がっておりました。また、塩尻市議会からも条例化の提言をいただいたことから、令和4年3月議会に条例案を提出し、令和4年4月1日から施行しました。条例に基づく令和5年度の新規届出は次の表のとおりでした。

【表 令和6年度 条例に基づく太陽光発電設備の届出件数】

地区	届出件数	申請面積 (m <sup>2</sup> )
塩尻東	8	25,832
宗賀	1	973
洗馬	2	3,294
北小野	1	26,000
計	12	56,099

(2) 次年度以降の対応

条例には、設備の設置を抑制する区域を設定したものの、危険と思われる箇所等への設置を止めることは出来ないものであったため、禁止区域等の内容を盛り込んだ条例改正を令和7年3月に行いました。令和7年7月1日から施行されます。この条例に基づき、太陽光発電設備や工事完了後の維持管理が適正に行われるよう、設置事業者に対して指導を行います。

## 基本理念2 「資源の循環により、地球環境に配慮したまちをつくる」の取り組み状況について

### 1 ごみの排出状況について

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
市民1人1日あたり家庭系もえるごみ 量	327g/人・ 日	322g/人・ 日	309g/人・ 日
事業系もえるごみ量	7,152t/年	7,074t/年	6,972t/年
ごみの資源化率	23%	18%	17.5%
プラスチック収集量	476t	600t	513t

#### (2) 令和6年度実施状況

市民1人1日あたりの家庭系もえるごみ量は、前年度に比べ4g減少しており目標値を達成しました。事業系もえるごみ量は、前年度に比べ126.0t減少しました。収集運搬事業者が松本クリーンセンターへ持ち込む事業系もえるごみの排出状況を確認するための展開検査を実施し、廃プラスチック、紙など一般廃棄物以外の混入について適正処理を促すために事業者への指導等を行いました。

#### (3) 次年度以降の対応

高齢者等のごみ出し困難世帯への対応は、塩尻市許可業者で行っていただいている有償福祉サービス「“ごみ”さわやかさん戸別収集」制度により行っております。近年、本制度の対象世帯が増えてきていることから、今後の事業の継続性について福祉部局との調整を図り、検討します。

また、事業系もえるごみの排出状況の把握を行うため、展開調査等を実施し、収集業者及び事業者などに分別指導など適正な処分・処理を促します。

【表 もえるごみの排出量】

		令和5年度(t)	令和6年度(t)	増減(%)
もえるごみ		14,555.3	14,340.6	△1.5%
内訳	家庭系ごみ	7,457.6	7,368.9	△1.2%
	事業系ごみ	7,097.7	6,971.7	△1.8%

## 2 最終処分場の現状

令和6年度は、ごみ分別アプリの活用、リユースの促進として民間活力の導入をするなど、3Rの推進や焼却灰の資源化により最終処分場への埋立量を抑え、延命に寄与しています。なお、最終処分場の残容量は、12,560m<sup>3</sup>（令和7年4月25日現在）となっており、地元との搬入協定は令和15年度までとなっています。

### （3）次年度以降の対応

最終処分場を令和15年度まで使用するためには搬入量を減らす必要があるため、焼却灰の外部（民間企業）排出について検討するなど、最終処分場へ搬入量の縮減に向けたあらゆる方法の検討を行います。

## 3 松塩地区広域施設組合における新ごみ処理施設について

松塩地区広域施設組合では、令和4年2月に策定した新ごみ処理施設基本構想をもとに、令和5年2月に「新ごみ処理施設基本計画」を策定し、新ごみ処理施設の整備方針を定め、建設に向け取り組みを進めております。

## 4 森林資源の有効活用について

### （1）環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
市有林及び民有林が整備された面積	179ha	240ha	144ha
山のお宝ステーション取扱材積量	655m <sup>3</sup>	700m <sup>3</sup>	411m <sup>3</sup>
子どもが木とふれあい、遊んだり学んだりすることが盛んであると感じる市民の割合	27.5%	28.0%	—

### （2）令和6年度実施状況

森林経営計画に基づいて林業事業者が実施する民有林整備や、森林所有者による森林整備に対して補助金を交付し、事業者の施業意欲の向上と、森林が有する公益的機能の維持・向上を図りました。また、市有林の搬出間伐を4.74ha実施しました。

森林所有者が自ら森林整備を行い、森林公社を介して薪や発電用燃料材として利用する山のお宝ステーション事業を実施しました。

### （3）次年度以降の対応

林業事業者の育成、支援を継続的に実施するとともに、森林経営計画に基づく市有林の搬出間伐を計画的に行います。

山のお宝ステーション事業を継続し、地域の間伐材等を発電用燃料材としての供給を促進します。

## 5 荒廃農地対策について

### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
荒廃農地の面積	12.9ha	12.0ha	11.3ha

### (2) 令和6年度実施状況

農地の借り手農家に奨励金（10,000円/10a当たり）を交付し、農地の流動化を促進することにより、経営面積が拡大され、耕作放棄地の発生防止につながりました。

また、地球温暖化防止や生物多様性保全等に貢献する有機農業や化学合成農薬の使用を5割以上低減する取り組みと合わせて行う緑肥の取り組みに支援を行いました。[国の環境保全型農業直接支払交付金、有機農業に12,000円/10a（要件を満たす場合2,000円/10aの上乗せあり）、緑肥に6,000円/10aなどを交付]

**【表 交付金の状況】**

年度	交付事業体	農地面積 (ha)
H28	2	18.6
H29	2	15.8
H30	2	15.1
R1	2	13.5
R2	2	14.8
R3	2	14.8
R4	2	16.0
R5	2	16.2
R6	2	13.5

### (3) 次年度以降の対応

農地の流動化に寄与する奨励金の継続を行いますが、農業者の高齢化に伴い貸付希望と借受希望のバランスが崩れつつあるため、調整等を行いながら耕作放棄地の発生防止に努めます。

## 基本理念3 「安心して生活できる環境をまもる」の取り組み状況について

### 1 河川水質等の状況

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
河川における BOD の環境基準達成率	100%	100%	100%

#### (2) 令和6年度実施状況

令和6年度は、河川等の水質に影響を及ぼす大きな事故もなく、空間放射線を含む大気の状態も大きな変化が認められませんでした。

自動車騒音測定は、市内を通過する主要幹線道路のうち対象路線を5年に1回測定するよう計画しています。令和6年度は、3箇所にて測定を実施しました。

詳細は、別冊「令和6年度環境調査結果」のとおりです。

#### (3) 次年度以降の対策

河川等の水質調査や自動車騒音測定は、計画的に実施しており、測定結果を市民に周知していきます。

### 2 不法投棄等のない良好な生活環境の保持

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
不法投棄総重量	12,833kg	12,600kg	8,617 kg
公園・緑地がきれいで利用しやすく整備されていると感じる市民の割合	49.7%	50.0%	51.4%

#### (2) 令和6年度実施状況

海洋プラスチック問題がクローズアップされるなか、分水嶺の街として、また、最上流の街の責任として、不法投棄等による河川汚染を防がなくてはなりません。

不法投棄パトロールを実施したほか、監視カメラの設置により不法投棄の監視を強化した結果、目標値を達成することができました。

#### (3) 次年度以降の対策

不法投棄パトロールの実施や、監視カメラの設置により、不法投棄の監視に努めます。

### 3 光害対応

令和2年12月から塩尻市内において光害の事案が発生し、これを受けて長野県条例である「公害の防止に関する条例」が改正されました。令和6年度中は、新たな光害の事案は発生しませんでした。

### 4 猫繁殖制限手術にかかる費用の助成

新たに令和4年度から、飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術に要する費用の補助制度を新設しました。令和6年度は、メス74匹、オス46匹の助成を行いました。

また、新たな取り組みとして、民間企業、猫のボランティア団体、市の三者連携による猫の譲渡会を、令和6年7月から毎月実施しました。毎回、10匹を超える猫が、新しい飼い主と出会いました。

### 5 苦情対応

令和6年度の苦情は、空き地等における雑草樹木の繁茂の相談や、犬猫に関する苦情（犬の鳴き声がうるさい、野良猫が子猫を産んでしまった）という御相談を多く受け付けました。また、令和6年度は、例年になくアメシロが大量に発生し、その御相談を多く受けたため、「その他」の件数が例年よりもかなり多くなっています。

【表 分野別の苦情対応件数】

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
大気	0	0	2	0	0
水質	2	2	0	0	2
騒音	9	13	4	9	9
振動	0	0	1	0	0
悪臭	7	10	4	5	5
犬猫	20	28	28	13	19
雑草樹木	20	10	17	32	33
油漏れ	14	5	9	5	11
その他	13	7	9	6	25

### 6 放射線対策

市内の空間放射線量を把握し、異常を早期に発見する体制を維持するために、市役所屋上で空間放射線量を測定しました。毎回、基準値を大きく下回っていました。

結果は、ホームページに公表しているほか、別冊「令和6年度環境調査結果」にも掲載しています。

## 基本理念4 「豊かな自然環境が維持されているまちをつくる」の取り組み状況について

### 1 外来生物対策

#### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
外来生物等駆除活動参加人数	134 人	200 人	205 人

#### (2) 令和6年度実施状況

本市では、特定外来生物であるアレチウリ、オオキンケイギク、オオハンゴンソウの繁殖が懸念されております。令和6年度には、国の補助金を活用し、市内に生息する特定外来生物の分布調査を実施しました。市内全域に、これら3種が分布していることが確認されました。加えて、新たに特定外来生物（植物）1種が侵入していることがこの調査で判明しました。「オオカワヂシャ」という植物で、早期駆除が求められます。

また、特定外来生物3種（アレチウリ・オオキンケイギク・オオハンゴンソウ）について、その特徴や駆除方法等をまとめた動画を作成し、令和6年度に公開しました。

駆除活動につきましては、6月22日には吉田地区の主催によるアレチウリ駆除活動が開催され、52人の住民により約250kgが駆除されました。また、片丘の北熊井区もオオキンケイギクの駆除活動を実施していただき、49人の皆様に御参加いただきました。

#### (3) 次年度以降の対応

調査により分布が確認出来たため、このデータを基に、駆除計画を策定します。また、地区による特定外来生物駆除活動への支援を行い、特定外来生物への理解を深め、駆除の推進を図ります。

多くの皆様に駆除活動を行っていただくためには、まずは外来生物について「知っていただくこと」が大切ですので、市のホームページやSNSなどの広報手段を活用して周知を図ります。



( ←特定外来生物 オオカワヂシャ )

## 2 みんなで守ろう高ボッチ高原の自然事業

### (1) 環境基本計画目標値の状況

項目	R4 基準値	R8 目標値	R6 実績値
高ボッチ高原自然環境保全活動参加人数	134 人	150 人	116 人

### (2) 令和6年度実施状況

高ボッチ高原の大切な自然環境を守るため、平成8年から「みんなで守ろう高ボッチ高原の自然」を開催しています。外来生物であるハルジオンとヒメジョオン等の駆除作業やゴミ拾いの活動で、令和6年度も7月15日の海の日に開催を予定し、市民や市内企業の皆様の、のべ119名にお申込みいただいておりますが、あいにくの悪天候により、中止となってしまいました。

しかしながら、自然保護ボランティアの皆様等の駆除活動が年間を通して実施され、ハルジオン、ヒメジョオンの量はかつてに比べてかなり少ない状態です。その他の外来植物につきましても、継続した駆除活動が実施されています。



〈 みんなで守ろう高ボッチ高原の自然の様子（令和5年度開催分） 〉

### (3) 次年度以降の対応

「みんなで守ろう高ボッチ高原の自然」は、令和7年度以降も継続して実施します。市公式 SNS やポスター・チラシ掲示のほか各団体へ参加依頼を行い、参加者の増加を図ります。

### 3 高ボッチ高原の状況

令和3年度から、テントタープエリアの運営がスタートし、自然保護と利用の両立が課題となりました。また、自然保護センターも「でいだらぼっち館」としてリニューアルし、令和4年度から、開山中は毎日開館して物販や案内等を行いました。近年のキャンプブームもあり、多くの方にご利用いただき、高ボッチ高原の魅力を発信することができました。

令和3年8月14日の大雨災害により市道高ボッチ線（東山ルート）は通行止めとなり、以降通行出来ませんでした。復旧工事を終え、令和6年4月に開通となりました。

高ボッチ高原の自然保護の活動として、塩尻市自然保護ボランティアによる自然保護活動や、植生管理業務委託、園地周辺の柵の更新工事等を実施しました。また、ススキ及びミヤコザサの草刈り、ズミ等の低木伐採等（約0.25ha）も実施しました。

また、高ボッチには、希少植物が生息している場所がありますが、毎年、シカによる食害を受けていました。令和5年度に、食害を防止する柵を設置し、令和6年度は柵設置後初めての夏シーズンを迎えました。これまで食害により花を咲かせることが出来なかった希少植物の開花・結実が確認され、柵設置の効果が実証されました。